

## 重度障害者用意思伝達装置の補装具費支給判定に関する調査

研究分担者 井村 保（中部学院大学）

### 研究要旨：

重度障害者用意思伝達装置は、障害者総合支援法において補装具購入費が支給されるが、その支給決定は、都道府県または指定都市が設置する身体障害者更生相談所の適合判定を経て、市町村が行うこととなっている。そのため、各自治体での対応に差も生じているといえる。そこで、制度移行から6年が経過した平成24年度までを集計期間として身体障害者更生相談所を対象とした照会調査により支給判定の現状確認を行った。

身体障害者更生相談所による判定方法や基準の解釈に差異があることが明らかになるとともに、適合判定以外では、フォローアップ等の継続的な支援として他機関との連携を行っているところもあった。そのため、意思伝達装置の利用支援における地域差を防ぐために、各身体障害者更生相談所が安定した対応ができるように、より明確な判定基準等の提示も必要になると考えられる。

### A．研究目的

重度障害者用意思伝達装置（以下、意思伝達装置）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）で補装具購入費が支給される。補装具費は義務的経費であるが、支給決定は当該都道府県または指定都市が設置する身体障害者更生相談所（以下、身更相）の適合判定を経て、市町村が行うこととなっている。

このとき、各自治体が主体的に対応することは、より生活の場に近いところでの判定ができる反面、各自治体での判断や対応の差を生じることになるといえる。そこで、2006(平成18)年の制度移行から2012(平成24)年度までを集計期間として身更相を対象とした判定状況等に関する照会調査により現状確認を行うとともに、その結果を、統計調査や過去の調査研究結果と対比させて考察をする。

### B．研究方法

全国の都道府県および指定都市が設置する身更相（全80カ所）を対象に、平成25年7月4日付で判定状況・方法等に関する調査票等を発送し、平成25年8月16日を回答期限とした（郵送・悉皆調査）。ただし、判定件数の多い身更相からは、集計が間に合わないという連絡があったことも踏まえ、事前連絡の有無にかかわらず、

期限後に到着した回答票も有効回答として受け付けた。なお、回答にあたってはその便宜を図るために、同封した回答用紙のフォーマット（データファイル）をホームページからダウンロード可能にして、そのファイルに直接記入（入力）したものを、郵送または電子メールでの返送も可能とした。（調査票は、本分担報告の付録として添付する。）

集計は、回答内容を統計的に集計することを原則とし、自由記述については、アフターコーディングによりカテゴライズした。さらに、これらの結果を他の調査研究結果と対比させて考察する。

なお、調査内容に、個別の疾患・支給機種（構成）の照会も含まれているが、判定方法の分析との論点を明確に切り分けるために、別途集計することとし、次年度に詳細に分析することとしている。

### C．研究結果

全国80カ所の身更相のうち53カ所（66.3%）より回答を得た。ただし、このうち、1カ所は判定実績がないとの回答であった。以下、判定実績のあった52カ所を有効回答として扱う。

#### 購入基準に対する判定

52カ所の有効回答で合計2,335件（うち適判定は2,278件）について判定状況についての回

答が得られた。この件数については福祉行政報告例（20年度から24年度）の購入基準での補装具費支給件数（別表1）<sup>1</sup>の年間平均値（506.6件）の6.5倍（調査対象期間）である3292.9件の66.3%（回収率）にあたる2183.2件よりも多く、標本数としては妥当な件数といえる。

これらのケースに対する判定方法は表1に示す通りであり、直接判定率は36.4%であった。また、身更相単位で判定方法を確認するために算出した、直接判定率の分布を表2に示す。

平成20年度に日本リハビリテーション工学協会が実施した調査<sup>2</sup>では、60カ所・894件における直接判定率は38.1%であり、今回調査と同等であった。直接判定のみで対応していた身更相は9カ所（17.6%）から減少しているが、今回調査において直接判定率が80.0%を超える身更相が23.1%（100.0%に限ると13.5%）であり、また、書類判定のみで対応していた身更相も25カ所（49.0%）から大きく減少していることをふまえると、実際に直接判定が行われるケースが増加していると推測できる。

表1．購入基準に対する判定方法

判定方法	申請件数	適判定件数
直接判定	849	821
うち、来所	43	40
うち、巡回	3	3
うち、訪問	803	778
文書判定	1,486	1,457
合計	2,335	2,278

（直接判定率：36.4%）

表2．各身更相での直接判定率

直接判定率	身更相所数	以前の調査(*)
100% (全て直接判定)	7: 13.5%	9: 17.6%
80%以上、100%未満	5: 9.6%	
45%以上、80%未満	8: 15.4%	
1%以上、45%未満	12: 23.1%	
0% (全て書類判定)	20: 38.5%	25: 49.0%

構成比の合計は、端数の四捨五入により100.0%にならない

また、直接判定の実施状況の都道府県と指定都市の対応の差は、表3に示すように、指

定都市の方がより多くのケースについて直接判定を行っている。

表3．設置者別での直接判定率

設置	所数				件数			件数-率の 相関係数
	1	回答	率	2	直接	全件	率	
都道府県	8	36	22.2%	28.1%	622	1,818	34.2%	0.171
指定都市	4	16	25.0%	44.5%	227	517	43.9%	-0.032
合計	12	52	23.1%	33.2%	849	2,335	36.4%	0.009

- 1) 直接判定率80.0%以上の身更相所数
- 2) 各所での直接判定率の平均値

### 特例補装具費としての判定

特例補装具費としての判定については、22カ所・73件（うち適判定は70件）について回答が得られた。その内容（判定装置の種別）を年度ごとに表4に示す。73件中47件（64.4%）がソフトウェアを組み込むことで専用機器の意思伝達装置相当になるものが最多であるが、高額でもある視線入力方式の支給実績も73件中19件（26.0%）で、年次推移をみるとその増加が著しいことが確認できた。

なお、件数については同様に、福祉行政報告例（20年度から24年度）の特例補装具費支給件数（別表1参照）の年間平均値（20.8件）の6.5倍である135.2件の66.3%にあたる89.6件比較すると少ない値である。しかし、表4にあるように、直近の年度ほど特例補装具の判定状況に関する判定件数が多いことを考慮すると、18～19年度の特例補装具費の判定件数がそれほど多くないと考えられるので、必ずしも低い値といえない。

判定実績のあった身更相は、当該項目に対して有効な回答が得られた52カ所に対して41.5%である。このうち、13カ所・47件（うち適判定は46件）では判定内容に関する情報提供も受けた。この中で確認できた支給装置の種別と判定方法の関係を表5に示す。さらに、詳細な判定状況の提供のあった37件中、特に、増加傾向にある視線入力方式に関する判定15件の概要を、別表2に示す。

また、各身更相での判定件数は $3.2 \pm 2.7$ 件 [1件～10件]、判定件数における特例補装具費の占める割合は、 $8.11 \pm 8.36\%$  [1.2～34.5%]であり、これらの分布を表6に示す。

<sup>1</sup> 本研究班における「重度障害者用意思伝達装置の補装具費支給状況および利用率に関する調査」より

<sup>2</sup> 平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）重度障害者用意思伝達装置の適正で円滑な導入を促進するガイドラインの作成」より

表4．特例補装具費判定の年度毎の種別

年度	ソフト	視線	高額 本体	代替 マウス	その他	総計
18年度	1					1
19年度	5		1			6
20年度	6					6
21年度	4	1				5
22年度	10	3			1	14
23年度	5	6		1	1	13
24年度	11	9			1	21
(不明)	5			2		7
総計	47	19	1	3	3	73

表5．特例補装具費判定の種別と方法

種別	直接			文書 (不明)	総計		
	来所	在宅	病院				
ソフト	4	4		8	15	24	47
視線		12	1	13	2	4	19
代替マウス						3	3
高額本体				1			1
その他	1			1	1	1	3
総計	5	16	1	22	19	32	73

表6．特例補装具費の割合

設置	特例申請	購入申請	特例率
都道府県(全域)	10	24	41.7%
指定都市	8	32	25.0%
都道府県(指定都市を除く一部)	2	11	18.2%
指定都市	4	28	14.3%
都道府県(全域)	8	59	13.6%
都道府県(指定都市を除く全域)	2	22	9.1%
指定都市	2	27	7.4%
都道府県(全域)	2	33	6.1%
指定都市	3	52	5.8%
指定都市	3	52	5.8%
都道府県(全域)	2	38	5.3%
指定都市	1	19	5.3%
指定都市	2	44	4.5%
都道府県(全域)	1	24	4.2%
都道府県(指定都市を除く全域)	4	98	4.1%
都道府県(指定都市を除く全域)	5	134	3.7%
都道府県(全域)	8	230	3.5%
都道府県(全域)	2	62	3.2%
都道府県(全域)	1	58	1.7%
指定都市	1	62	1.6%
都道府県(全域)	1	66	1.5%
都道府県(指定都市を除く全域)	1	85	1.2%
22カ所合計	73	1260	5.8%
平均	3.3	57.3	8.5%
標準偏差	2.7	48.3	
特例判定無しを含む52カ所合計	73	2335	3.1%

### 修理基準に対する判定

修理基準としての判定については、49カ所(うち実績ありは36カ所)・414件について回答が得られた。実績のない14カ所は、市区町村窓口(福祉事務所)対応のため、身更相において実績を把握していないところ等である(別表3参照)。

判定方法は、表7に示す通りであった。また、身更相単位で判定方法を確認するために算出した直判定率の分布表は、表8に示す通りであった。前出の購入基準の判定方法(表1、表2)と比べると、直接判定率も低く、書類判定のみで対応を行う身更相の割合も非常に高い。

表7．修理基準に対する判定方法

判定方法	申請件数	適判定件数
直接判定	107	106
うち、来所	2	2
うち、巡回	1	1
うち、訪問	104	103
文書判定	309	305
合計	416	411

(直接判定率：25.7%)

表8．各身更相での直接判定率

直接判定率	身更相所数
100%(全て直接判定)	7(19.4%)
75%以上、100%未満	2(5.6%)
40%以上、80%未満	3(8.3%)
1%以上、40%未満	4(11.1%)
0%(全て書類判定)	20(55.6%)

各区間は、開きの多いところで区切った。

### その他

補装具判定に関する具体的な想定課題・疑問などを確認するための補足質問(自由記述)は6問実施したが、これを3領域に集約するとともに、カテゴリ化した結果をまとめる。

なお、詳細な質問項目および補足説明は、本分担報告の付録として添付する。

### ・現行の補装具制度での課題

意思伝達装置は、日常生活用具から補装具に変更になってから日が浅いために、他の補装具のように判定に関する専門的技術(ノウハウ)の蓄積が少ないだけでなく、他の補装具で適用される従来からの判定基準のみでは、適合判定が困難な状況にある。

実際に、意思伝達装置が補装具か否かを問う議論もあるが、「社会モデル評価の実施」、「購入基準・修理基準の対応の差(入力装置に対する判定)」、「コミュニケーション機器における複数制度(補装具費支給制度が妥当か)」の3つの問題を提起したところ、それぞれ、46件、41件、42件の回答が得られた。それぞれ表9～11に示す。

表 9 . 社会モデル評価の実施

分類	身更相所数
直接判定を実施	16 (34.8%)
市町村が実施(分担・連携)	21 (45.7%)
医学評価を重視	4 (8.7%)
その他	11 (23.9%)
有効回答数	46

重複する場合があります、合計は有効回答数に一致しない。

表 10 . 修理基準(入力装置交換)の扱い

分類	身更相所数
新規同様の判定を実施	3 (7.3%)
直接判定を実施	17 (41.5%)
書類判定を実施	6 (14.6%)
関係機関と情報共有で対応	2 (4.9%)
市町村判断(意見書を含む)	4 (9.8%)
フォローアップにて確認	1 (2.4%)
その他	8 (19.5%)
有効回答数	41

重複する場合があります、合計は有効回答数に一致しない。  
該当例なし(2件)は、有効回答に含まない。

表 11 . コミュニケーション機器の制度

分類	身更相所数
現状のままで問題ない	7 (16.7%)
適切な基準が示されればよい	7 (16.7%)
両制度を統合した方がよい	4 (9.5%)
日常生活用具とする方がよい	2 (4.8%)
貸与制度を検討した方がよい	6 (14.3%)
ハードとソフトに分ける方がよい	1 (2.4%)
検討は必要だが困難	2 (4.8%)
その他	14 (33.3%)
有効回答数	42

重複する場合があります、合計は有効回答数に一致しない。

### ・継続的な利用支援のための課題

意思伝達装置の継続的な利用を支援するためには、支給判定のみならず、その前の試用や、その後のフォローアップなどが必要である。

しかし、すべてを身更相で担うことは現実的でなくことから、「支援者の確保」、「他機関との連携」をどのように行っているか、または考えているか確認したところ、ともに 44 件の有効回答が得られたそれぞれ表 12 ~ 13 に示す。

表 12 . 継続的な支援

分類	身更相所数
引継およびその調整	8 (18.2%)
フォローアップ	2 (4.5%)
講習会等の実施	5 (11.4%)
その他	2 (4.5%)
特に何もしていない	28 (63.6%)
有効回答数	44

重複する場合があります、合計は有効回答数に一致しない。

表 13 . 他機関との連携

分類	身更相所数
情報共有	8 (18.2%)
引継・分担	20 (45.5%)
後方支援(他機関への支援)	7 (15.9%)
全て公費対応する	2 (4.5%)
連携は困難	2 (4.5%)
その他	5 (11.4%)
有効回答数	44

### ・製品構成(PC)に関する課題

PCを用いた意思伝達装置が、補装具の購入基準に定められている「専用機器」という要件を満たすか否かについては、その解釈を巡り各方面で様々な意見がある。

今回、2014 年 4 月にサポートが切れる Microsoft Windows XP を利用している意思伝達装置において、「サポート切れを理由に更新申請の対応」について確認したところ、46 件より回答が得られた。該当事例なしと回答のあった 4 件以外を有効回答とし、表 14 に示す回答。

表 14 . Windows XP 機の更新申請

分類	身更相所数
可	2 (4.8%)
遠隔通信機能では可	5 (11.9%)
一部対応(修理扱い)	5 (11.9%)
個別判断	7 (16.7%)
不可	8 (19.0%)
対応未定	15 (35.7%)
有効回答数	42

該当例なし(4件)は、有効回答に含まない。

## D . 考察

### 直接判定の実施について

新規購入(購入基準)での直接判定の実施状況を確認では、指定都市の方がより多くのケースについて直接判定を行っていることが確認できた。これまで、判定ケースの多いところは直接判定が困難と推測されてきたが、各所での判定件数と直接判定率の間には相関関係が見られないことから、必ずしも判定件数の多さが直接判定を困難にする要因とはいえない(表 3)。これは、指定都市の方が対象地域の地理的範囲が狭いことから訪問判定を行いやすいこと、判定を行う身更相の設置者が支給決定を行う市であることから、一体化した対応がとられていること等が考えられる。

書類判定の中でも、市町村担当者の調査書、PT/OTの実態調査書等を参考にしている場

合や、事前に身更相の職員が訪問して確認する場合もあり、純粋な書類判定だけではないことをふまえると<sup>3</sup>、事実上の直接判定を行うケースが増えていたといえる。

### 特例補装具費の判定について

平成 20 年度以降は、購入基準での交付と特例補装具費としての交付が別に計上されるようになってきていることから、特例補装具費の支給状況について知ることが出来る。その件数の年間平均  $20.8 \pm 4.7$  件である(別表 1)。絶対数としても少ないが、減少方向にある。しかし、購入基準での平均金額の変動に比べて、特例補装具費の平均金額については年々増加している。これは、特例補装具として高額な装置(視線入力方式等)の交付が増加したことが推測できるが、統計資料からのみでは確認できないところであったが、今回、身更相への照会により、どのような装置が特例補装具費で支給されているか、年次推移も含めて確認できた(表 4)。

さらに、調査票別紙にて、詳細な判定内容の提供をいただいた身更相もあるが、その判定には苦慮している様子がうかがえるが、評価ポイントにも大きな差がみられる(別表 2)。特に、医学的評価と社会的評価の両方の視点で厳しく判定されているところもあれば、比較的安易な判断を行っているところもみられた。

### 修理基準の判定について

制度上、修理基準は市町村窓口での対応が可能なため、身更相が関与していなで市町村対応の地域も多く見られるとともに、身更相における判定でも直接判定率が低かった。ただし、今回の調査における回答の付記事項の中には、「入力装置の変更時は身更相で対応し、その他は市町村対応」や「入力装置交換に関しては、市町村の方において医師意見書等で確認して対応している。」などの回答もあり(別表 3 の 2 ページ目)、入力装置の交換は、他の修理基準のような純粋な故障部品の交換のような同等品の保証だけでなく、再適合という評価が必要な場合であることを認識している身更相を少なくないこと

がわかる。これは、補足質問の結果からもうかがえる(表 10)。

## E. 結論

補装具費支給制度における身更相の適合判定は支給可否の決定の重要な過程であるとともに、その対応の差が、意思伝達装置の支給(利用)に与える影響も大きい。特に、意思伝達装置においては、身体機能(残存機能)の評価のみならず、生活の場での利用可否という家族・介護者の存在を含めた生活環境にも左右されることから、社会モデルをふまえた評価のためには直接判定が必要といえるが、その判断基準や方法に各身更相の差がみられた(表 9)。

また、各身更相においても、適合判定を行うことにとどまらず、継続的な支援としても他機関との連携を行っているところもあり(表 12、13)、身更相の対応にとどまらず、地域での支援体制の構築を目指しているところもあった。

以上のことをふまえ、意思伝達装置の利用支援における地域差を生じる要因の 1 つに、身更相の対応があると考えられるが、各地で試行錯誤を繰り返している様子もうかがえ、全国の身更相での安定した対応力を高めるために、より明確な判定基準や、前後に対応が必要な事項等の提示も必要になるといえる。

## F. 健康危険情報

(統括研究報告書にまとめて記載)

## G. 研究発表

### (1) 論文発表

・井村保：重度障害者用意思伝達装置の支給実績における年次推移と地域差、中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要、15、(印刷中)、2014

### (2) 学会発表

・井村保：重度障害者用意思伝達装置支給状況の地域比較とその考察、第 1 回難病医療ネットワーク学会学術集会(ポスター発表)  
(抄録：日本難病医療ネットワーク学会機関誌、1(1)、124、2013)

## H. 知的所有権の出願・登録状況

なし

<sup>3</sup> 平成 24 年度障害者総合福祉推進事業「補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究事業」より

別表1．意思伝達装置にかかる補装具費支給件数の年次推移

	18年度	19年度	20年度	(特例)	21年度	(特例)	22年度	(特例)	23年度	(特例)	24年度	(特例)
購入決定件数	114	554	486	25	531	24	471	23	517	18	528	14
金額(千円)	46,573	251,185	219,543	9,264	233,793	11,595	222,927	12,630	234,415	13,660	237,540	11,639
平均(千円)	409	462	452	370	440	483	473	549	453	759	450	831
修理決定件数	73	300	246	2	340	9	328	7	413	3	425	5
金額(千円)	3,529	13,673	9,821	99	13,087	450	13,887	403	14,135	182	14,135	221

平成18年度 本表は障害者自立支援法による平成18年10月から平成19年3月までの件数等である。

平成19年度 福岡県の件数を修正したものである。

平成22年度 東日本大震災の影響により、岩手県(盛岡市以外)の一部、宮城県(仙台市以外)、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値。

平成23年度 東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値。

別表2．特例補装具費(視線入力方式)支給判定の詳細

年度	年齢	性別	疾患	判定方法	設置	申請理由(医学的)	申請理由(社会的)	判定理由・評価概要(医学的)	判定理由・評価概要(社会的)
22	38	男	筋ジス(デュシェンヌ型)	在宅	都道府県(指定都市を除く全域)			「伝の心」を使用してきたが使えるスイッチがなくなり、眼球運動で入力するEOGセンサーで「伝の心」を試用し、使用困難であることを確認したうえで判定し適と評価した。	
22	60	男	ALS	在宅	都道府県(指定都市を除く全域)			「伝の心」を使用してきたが使えるスイッチがなくなり、眼球運動で入力するEOGセンサーで「伝の心」を試用し、使用困難であることを確認したうえで判定し適と評価した。	
22	60	女	ALS	在宅	都道府県(全域)			「伝の心」を使用してきたが使えるスイッチがなくなり、眼球運動で入力するEOGセンサーで「伝の心」を試用し、使用困難であることを確認したうえで判定し適と評価した。	
23	44	男	ALS	在宅	都道府県(全域)	基準内の入力装置は使用困難なため、視線入力で作る機種による意思伝達が必要。	同病の人だちとのメール交換を継続して行なう。ケアマネへ要望等を依頼するため。	四肢体幹筋で随意的に動かせる部分が無く、基準内の入力装置では対応困難であるため、視線入力式のマイビ-が必要。	
23	64	男	多系統萎縮症(MSA)	在宅	都道府県(全域)	四肢及び体幹筋が随意的に動かせる部分が無く(振戦あり)、基準内の入力装置が使用困難である。	文字盤でのコミュニケーションが、訪問リハビリ担当者では何とか可能であるが、家族では困難になってきている。	四肢及び体幹筋が随意的に動かせる部分が無く、基準内の入力装置が使用困難であるため。	
23	64	女	ALS	病院	都道府県(全域)	左右・上下の眼球運動、まぶたの開閉以外に動かせなくなったため	家族・介護者との意思疎通困難、友人とのメール送信困難	四肢及び体幹筋で随意的に動かせる部位が無く、基準内の入力装置は使用困難であるため、本人の意思を伝達するために視線入力装置で装置するマイビ-は必要と認められる。	
23	21	女	ALS	文書	指定都市	国立病院入院中で、寝たきりで全介助の状態。食事は胃ろう、排泄はオムツ使用。健康状態は安定している。現段階では本人が自覚的に動かすことができる身体部位が眼球しか残っていない。	視線入力障害者用意思伝達装置の使用により、看護師・家族とコミュニケーションを取ることができ、環境制御機能やメールの利用も見込まれる。	申請者の意思伝達を可能とするため、障害状況から視線入力障害者用意思伝達装置が必要である。	本機(スプリング)を1ヶ月毎日3~4時間試用し、看護師・家族とコミュニケーションを取ることが可能であった。ほか、環境制御機能やメールの利用も見込まれる。
23	53	男	ALS	在宅	指定都市	筋萎縮性側索硬化症(H17発症)。四肢関節に著明な変形拘縮はないが、筋力の低下は著しい。H23年6月気管切開し人工呼吸器を常時装着しており、発語は不可能。意識は清明で視覚、聴覚には問題ない。	妻の介護とサービス利用による在宅生活。ほとんどの時間をベッド上で過ごしている。H21年5月伝の心の支給を受け、家族との会話や日記、電子メールなどに使用していた。徐々に筋力が低下し、訪問リハビリ担当のOTの協力により接点式、帯電式、圧電素子式スイッチの再検討を行った。いずれも筋力低下、痙縮、疲労等でうまく操作できない。文字盤では、短い単語しかわからない。もう少し長い言葉で本人が思いを伝えられたら、前向きになってもらえるのではないかと家族は思っている。	意思疎通において、現在の残存能力を用い実用的な使用が可能なものは、多種のスイッチ試行の結果からも視線入力式しかないと考えられる。装置の操作に眼球以外の身体の動作は必要としない。	視線入力式の装置は、スプリングの他マイビ-P10がある。両者の基本機能は同等で、価格はスプリングが安価であることから、スプリングが適当である。試行の結果、30~40分間の連続操作が可能であり、誤入力も少なく効率的であった。

別表2 . 特例補装具費（視線入力方式）支給判定の詳細（続き）

年度	年齢	性別	疾患	判定方法	設置	申請理由(医学的)	申請理由(社会的)	判定理由・評価概要(医学的)	判定理由・評価概要(社会的)
24	77	女	ALS	在宅	都道府県(全域)			「伝の心」を使用してきたが使えるスイッチがなくなり、眼球運動で入力するE O Gセンサーで「伝の心」を試用し、使用困難であることを確認したうえで判定し適と評価した。	
24	62	男	ALS	在宅	都道府県(全域)	視線以外に動かせなくなったため	友人・家族とのメール送信、短歌の投稿、メールブック読書が困難になった	四肢及び体幹筋で随意的に動かせる部位が無く、基準内の入力装置は使用が不可能なため視線入力装置マイビ-は必要と認められる。	
24	69	男	ALS	在宅	都道府県(全域)	視線以外に動かせなくなったため	介護者・家族との意思疎通困難、インターネット・日記等の記録ができなくなった	四肢体幹筋の随意運動困難となり、基準内の重度障害者用意思伝達装置は使用が不可能なため視線入力装置マイビ-は必要と認められる。	
24	48	男	ALS	在宅	指定都市	上肢は運動機能を完全に喪失しており、下肢は頸性が強く、ピロースイッチによる操作ではオペレートナビを長時間操作することができなくなっている。表情筋のれん縮が激しくおこるため、顔面で実用的に操作できる部位が眼球に限られる。	長文を作成したり講演会や会議に出席することがあり、長時間、実用的に使用できる意思伝達装置を必要としている。	障害の進行により、基準内の入力装置は使用困難な状態であり、十分な時間実用的に操作できる身体部位が眼球のみであること、長時間の使用による眼精疲労等使用上の問題がないことを確認した。デモ使用の結果、操作状況及び操作方法の理解にも問題がないことが確認されたため、視線入力方式(マイトビー)の必要性と有効性を認めた。	社会活動(原稿の執筆等)の頻度が多く、日中において意思伝達装置を長時間にわたり使用することが多い状況のため、使用に伴う身体的易疲労をより軽減し、作業効率の向上が見込まれる装置の使用が望ましいと判断した。
24	56	男	CP、頸椎性脊髄症	在宅	指定都市	ADLは全介助。コミュニケーションは以前、補装具として支給された重度障害者用意思伝達装置(オペレートナビ)をニューマテックセンサースイッチ(左足の底屈運動)により行っていたが、誤嚥性肺炎による入院をきっかけに気管切開、人工呼吸器管理状態となり四肢筋力低下も進行した。これまで行っていたスイッチ操作ができなくなったことから視線入力による意思伝達装置の申請に至った。	これまで、主に意思伝達装置を使用して、家族ほかヘルパー等へ意思を伝えたり、メール機能を利用し友人へEメールを送るなど外部とのコミュニケーションを図っていた。その他の方法として、介助者が文字盤を読み上げ、本人が選択したい文字で瞬きをして決定し、その繰り返して言葉を作っているが、時間がかかること、また、疲労感を訴える。	上記障害状況により、四肢の随意運動は認められず、人工呼吸器装着により、発語は不可能である。様々なスイッチにて操作を試すも実的な意思の表出は視線入力による方法以外不可能であり、特例補装具による支給は適当である。	文字盤の使用等による意思伝達手段は実用的ではなく、他に代替手段がないことから、視線入力方式による意思伝達装置の支給は適当である。
24	18	女	CP	在宅	指定都市	痙直型アテトーゼが強くなり、基準内の入力装置の操作が困難になった。不随意運動重度ではあるがヘッドコントロールがある程度保たれており、H23年末までにP10を何度か試用したところ操作可能となったため。	看護学校高等部3年生、使用中の意思伝の操作が極めて困難で学校では担任の先生にスイッチ操作を手伝ってもらっている。一人での操作は心身の疲労激しく装置の使用頻度及び時間の減少(コミュニケーションの減少)の原因となっている。卒業後の社会生活に備えて確実なコミュニケーション手段を得たい。父はPCに精通。	基準内の意思伝の実用性はなく、視線入力では操作可能。マイトビーとスプリングの性能、実用性を比較したところ明らかにトビーが有効。相談過程の中で、PCEyeとトビーコミュニケーターが発売されたため、オペレートナビ等と同様の取り扱いの判断となったもの、高等部卒業後は毎日生活介護への通所することになり、新たな社会生活でも必要なもの。家族間のコミュニケーションも拡大するもの。  ( PCに詳しい父がPCにソフトをインストールして使用するが、一体型のC15Eyeを差額自己負担で購入するか迷われたが、結果C15Eyeを選択された。2か月後使用状況確認で再訪問し、実的に使用されていることを確認した)	
24	61	男	ALS	文書	都道府県(全域)	高度の四肢麻痺があり、視線入力以外の方法では入力が難しい。	伝の心やレッツチャットの使用も進めてみたが、入りに時間がかかってしまい、早く伝えられないという点、目の疲れがある点において、継続して使用することが困難だった。視線入力装置では、スムーズな操作もでき、インターネットなどの活用もできるため、QOLの向上につながる。		

別表3 . 各身更相の判定件数、方法および直接判定率

	購入基準 [判定方法別 (支給件数   申請件数)]										特例補装具費					
	来所 (申請)		直接判定				文書判定		[総計] (申請)		直接判定率	別紙詳細	支給	申請	別紙詳細	
			巡回 (申請)	訪問 (申請)	(小計) (申請)	(申請)	支給 (申請)									
東北・関東・甲信越					0	0	20	20	20	20	0.0%	-				
東北・関東・甲信越				38	38	38	38		38	38	100.0%	あり	2	2	-	
東北・関東・甲信越				54	54	54	54	5	59	59	91.5%	あり	8	8	-	
東北・関東・甲信越				4	5	4	5	49	53	53	58	8.6%	あり	1	1	あり
東北・関東・甲信越				1	1	1	1	32	32	33	33	3.0%	あり			
東北・関東・甲信越	3	3		24	25	27	28	24	51	52	53.8%	あり				
東北・関東・甲信越	11	11				11	11	123	123	134	134	8.2%	あり	3	3	あり
東北・関東・甲信越				77	77	77	77	13	90	90	85.6%	-				
東北・関東・甲信越				25	27	25	27	10	35	37	73.0%	-				
東北・関東・甲信越	13	13		26	26	39	39	191	230	230	17.0%	あり	8	8	あり	
東北・関東・甲信越	1	1		95	97	96	98		96	98	100.0%	あり	4	4	あり	
東北・関東・甲信越		0		0	0	0	0		0	0	-	-				
東北・関東・甲信越				11	11	11	11		11	11	100.0%	-	2	2	-	
東北・関東・甲信越						0	0	12	12	12	12	0.0%	-			
東北・関東・甲信越			1	1		1	1	61	62	62	62	1.6%	あり	2	2	あり
北陸・東海・近畿				3	3	3	3	21	24	24	24	12.5%	あり	1	1	あり
北陸・東海・近畿				29	29	29	29		29	29	29	100.0%	あり			
北陸・東海・近畿				1	1	1	1	26	27	29	29	3.4%	あり			
北陸・東海・近畿						0	0	23	23	24	24	0.0%	あり	9	10	あり
北陸・東海・近畿						0	0	1	1	1	1	0.0%	-			
北陸・東海・近畿						0	0	69	69	69	69	0.0%	あり			
北陸・東海・近畿						0	0	42	42	42	42	0.0%	あり			
北陸・東海・近畿				151	156	151	156		151	156	100.0%	あり				
北陸・東海・近畿						0	0	33	33	33	33	0.0%	あり	1	2	-
北陸・東海・近畿			1	1	26	26	27	3	30	30	90.0%	あり				
中国・四国・九州						0	0	2	2	2	2	0.0%	-			
中国・四国・九州				11	13	11	13	9	20	22	59.1%	あり	2	2	あり	
中国・四国・九州			1	1		1	1	61	62	66	66	1.5%	あり	1	1	あり
中国・四国・九州						0	0	16	16	16	16	0.0%	あり			
中国・四国・九州						0	0	21	21	22	22	0.0%	あり			
中国・四国・九州						0	0	30	30	30	30	0.0%	-			
中国・四国・九州						0	0	22	22	22	22	0.0%	あり			
中国・四国・九州	2	2			2	2	83	83	85	85	2.4%	あり	1	1	-	
中国・四国・九州					0	0	58	58	58	58	0.0%	あり				
中国・四国・九州					0	0	46	46	46	46	0.0%	あり				
中国・四国・九州					0	0	56	56	56	56	0.0%	あり				
中国・四国・九州					0	0	22	22	22	22	0.0%	あり				
指定都市				1	1	1	1	40	41	44	44	2.3%	あり	2	2	あり
指定都市				32	32	32	32		32	32	32	100.0%	-			
指定都市						0	0	28	28	28	28	0.0%	-	4	4	-
指定都市				31	31	31	31	12	43	43	43	72.1%	-			
指定都市				10	11	10	11	7	17	19	19	57.9%	あり	1	1	あり
指定都市				2	2	2	2	1	3	3	3	66.7%	あり			
指定都市				9	9	9	9	5	14	14	14	64.3%	あり			
指定都市	1	1		26	26	27	27	5	32	32	32	84.4%	あり	8	8	あり
指定都市	2	2		10	11	12	13	11	23	27	27	48.1%	-	1	2	-
指定都市						0	0	39	39	40	40	0.0%	あり			
指定都市						0	0	21	21	27	27	0.0%	あり			
指定都市				1	2	1	2	60	61	62	62	3.2%	-	1	1	-
指定都市	7	10		27	36	34	46	5	39	52	52	88.5%	あり	3	3	あり
指定都市				52	52	52	52		52	52	52	100.0%	-	3	3	-
指定都市						0	0	37	37	38	38	0.0%	あり			
指定都市				1	1	1	1	2	3	3	4	25.0%	あり			
合計	40	43	3	3	778	803	821	849	1457	1486	2278	2335	36.4%			
														68	71	

別表3 . 各身更相の判定件数、方法および直接判定率（続き）

修理基準【判定方法別（通件数   申請件数）】															
来所	直接判定				文書判定 支給	文書判定 支給	【総計】	【総計】	直接 判定率	主たる 判定方法	備考				
	(申請)	巡回	(申請)	訪問								(申請)	(申請)	(申請)	(申請)
					0	0	22	22	22	22	0.0%	文書			
					9	9	9	9	9	9	100.0%	在宅	病院を含む		
					9	9	3	3	12	12	75.0%	文書			
					0	0	12	12	12	12	0.0%	文書			
					0	0	6	6	6	6	0.0%	文書			
					0	0	0	0	0	0	-	(市町村対応)	助言のみ		
					0	0	31	31	31	31	0.0%	文書			
					0	0					-	(回答なし)			
					0	0			0	0	-	(市町村対応)			
2	2	0	0	3	3	5	5	70	70	75	75	6.7%	文書		
					16	16	16	16	16	16	100.0%	在宅	入力装置の変更時の対応。その他は市町村対応 (該当なし)		
					0	0	0	0	0	0	-				
					0	0	3	3	3	3	0.0%	文書			
					0	0	5	5	5	5	0.0%	文書			
					0	0	6	6	6	6	0.0%	文書			
					1	1	1	1	1	1	100.0%	在宅	判定依頼があったケースのみ		
					0	0			0	0	-	(市町村対応)			
					0	0	1	1	1	1	0.0%	文書			
					0	0	6	6	6	6	0.0%	文書			
					0	0	0	0	0	0	-	在宅	(該当なし)		
					0	0	3	3	3	3	0.0%	文書	市町村から判定依頼のある場合は、文書判定を実施		
					0	0			0	0	-	(市町村対応)			
					0	0			0	0	-	(市町村対応)	入力装置交換に関しては、市町村の方で医師意見書 等で確認して対応している。		
					0	0	0	0	0	0	-		(該当なし)		
					3	3	3	3	3	3	100.0%	在宅			
					0	0	0	0	0	0	-		(該当なし)		
					0	0			0	0	-	(市町村対応)	市町村から判定依頼のある場合は、訪問または文書 判定を実施		
					1	1	1	1	15	15	16	16	6.3%	文書	
					0	0	0	1	0	1	0.0%	文書			
					0	0	10	10	10	10	0.0%	文書			
					0	0	2	2	2	2	0.0%	文書			
					0	0	4	4	4	4	0.0%	文書・その他	基本は文書判定であるが、近年は判定前に可能な範囲 で担当者が訪問し、デモ機などの試用状況を確認し ている。デモ機の試用がない場合や離島などで訪問が 困難な場合は、GLの判定調査書(事前調査票)を参考 に調査書を求めている。		
					0	0	4	4	4	4	0.0%	文書			
					0	0			0	0	-	(市町村対応)			
					0	0	0	0	0	0	-	文書	(該当なし)		
											-	(回答なし)			
					0	0	0	0	0	0	-		(該当なし)		
					2	2	2	2	41	44	43	46	4.3%	文書	
					16	16	16	16	16	16	100.0%	在宅			
					0	0	9	9	9	9	0.0%	文書			
					9	9	9	9	1	1	10	10	90.0%	在宅	
					4	4	4	4	4	4	8	8	50.0%	在宅	
					2	2	2	2	2	2	2	2	100.0%	在宅	スイッチ変更の場合はOTが評価を行う・同じものは文 書判定のみ。
					2	2	2	2	3	3	5	5	40.0%	在宅	所のPTが在宅訪問し、医学的状況や社会環境等の訪 問調査を行う。その際、捜査状況の確認を行いながら、 動画撮影し、動画を元に判定医が判定する。
					2	2	2	2	14	14	16	16	12.5%	在宅	現状復帰は各区で対応。入力装置の交換は、所となご や福祉用具プラザが連携し訪問調査を実施し、デモ・ 選定についての助言を行っている。
					0	0	4	4	4	4	0.0%	(福祉事務所対応)	他市からの転入、他制度で本体入手の場合のスイッチ 交換のみ判定実施		
					0	0	2	2	2	2	0.0%	文書			
					0	0	10	10	10	10	0.0%	その他	現在使用しているものと同じ機構(機能)であれば、特 に判定を要していない。現在使用しているものと入力機 構が変更になる時は、障害の変化(進行)に伴うものと 考え訪問にて本人の身体状況・スイッチの有効性を確 認した上で判定する。		
											-	(回答なし)			
					0	0			0	0	-	(福祉事務所対応)			
					25	25	25	25	25	25	100.0%	在宅			
					0	0	13	13	13	13	0.0%	文書	基本は文書判定。圧電素子の消耗品は各区において 見積もり判断。		
					0	1	0	1	1	1	2	2	50.0%	在宅	昨年度まで、文書判定により支給判定を行ってありまし たが、今年度より訪問調査を導入することとした。 (平成25年1月より試験的に訪問調査を実施、同年4 月より導入。)入力装置交換の場合、基本的には訪問 を実施していますが、機器の故障を理由とする同型の 入力装置への交換であり、支給当初と障害状況及び使 用方法の変更がないことが確認できれば訪問を省略で きることにしています。
2	2	1	1	103	104	106	107	305	309	411	416	25.7%			

別表3 . 各身更相の判定件数、方法および直接判定率（続き）

	修理部位																																		
	本体修理		固定台（アーム式）		固定台（テーブル置き式）		固定台（自立スタンド式）		入力装置固定具		呼び鈴		呼び鈴分岐装置		接点式入力装置		帯電式入力装置		うち、タッチ式		うち、ピンタッチ式		筋電式入力装置		光電式入力装置		呼吸式（吸気式）入力装置		圧電素子式入力装置		空気圧式入力装置		遠隔制御装置		
	支給	申請	支給	申請	支給	申請	支給	申請	支給	申請	支給	申請	支給	申請	支給	申請	支給	申請	支給	申請	支給	申請	支給	申請	支給	申請	支給	申請	支給	申請	支給	申請	支給	申請	
東北・関東・甲信越			9	9	4	4			7	7	3	3	4	4	4	4	10	10	10	10					1	1			4	4					
東北・関東・甲信越			1	1					2	2			2	2	1	1									2	2			5	5					
東北・関東・甲信越	2	2	3	3	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2	1	1	0	0					0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	
東北・関東・甲信越	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	2	2	2	2	1	1	4	4					1	1			4	4	1	1					
東北・関東・甲信越	0	0	10	10			0	0	5	5	10	10	11	11	10	10	11	11					0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	1	1	
東北・関東・甲信越	未記入																																		
東北・関東・甲信越	3	3	8	8	9	9	1	1	13	13	14	14	18	18	3	3	10	10	0	0	0	0	1	1	6	6	0	0	14	14	0	0	0	0	
東北・関東・甲信越	未図管																																		
東北・関東・甲信越	未記入																																		
東北・関東・甲信越	1	1	95	95	29	29	17	17	0	0	135	135	135	135	81	81	82	82	0	0			1	1	2	2	0	0	68	68	6	6	0	0	
東北・関東・甲信越															2	2	3	3	3	3			2	2	1	1			7	7					
東北・関東・甲信越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東北・関東・甲信越	未記入																																		
東北・関東・甲信越									1	1	1	1	2	2			3	3	1	1	2	2						1	1						
東北・関東・甲信越	2	2	1	1					2	2	1	1	1	1														3	3						
北陸・東海・近畿			14	14	3	3			12	12	10	10	16	16	14	14	9	9	10	10			1	1			9	9							
北陸・東海・近畿	未記入																																		
北陸・東海・近畿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
北陸・東海・近畿	1	1	6	6	1	1	5	5	7	7	12	13	13	14	8	9	7	7	2	2	5	5			0	1	1	1	5	7		3	3		
北陸・東海・近畿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北陸・東海・近畿	0	0	5	5	8	8	20	20	25	25	18	18	16	16	14	14	15	15	1	1	1	1	4	4	4	4	2	2	24	24	0	0	0	0	
北陸・東海・近畿	未記入																																		
北陸・東海・近畿	未記入																																		
北陸・東海・近畿	未記入																																		
北陸・東海・近畿			2	2					1	1	1	1														2	2								
中国・四国・九州	未記入																																		
中国・四国・九州	未記入																																		
中国・四国・九州	1	1	31	32	1	1	5	5	27	27	12	12	12	12	23	25	15	15									26	26			23	23			
中国・四国・九州																												0	1						
中国・四国・九州			16	17					12	12	1	1	3	3	7	7	6	6										4	5						
中国・四国・九州			24	24							19	19	19	19	13	13												16	16			7	7		
中国・四国・九州	22	22	18	18	0	0	2	2	4	4	11	11	12	12	2	2	11	11	11	11	0	0	0	0	0	0	0	12	13	0	0	2	2		
中国・四国・九州			12	12	27	27	9	9	30	30	21	21	18	18	26	26	23	23	20	20	3	3					34	34			4	4			
中国・四国・九州	未記入																																		
中国・四国・九州	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
中国・四国・九州	未図管																																		
中国・四国・九州	未記入																																		
指定都市			12	12	1	1	3	3			16	18	15	17	12	15	8	8							4	4			12	12					
指定都市	5	5	4	4	2	2	15	15	4	4	16	16	18	18	21	21	8	8	5	5	3	3			6	6	2	2	11	11	1	1	8	8	
指定都市			17	17	8	8			8	8	13	13	17	17	11	11	11	11	6	6	5	5			4	4			9	9					
指定都市	1	1	10	10	6	6	7	7			14	14	14	14	17	17	2	2	7	7	5	5	1	1	1	1			11	11	1	1			
指定都市			5	5	6	7			2	2	8	8	8	8	5	5	5	5	5	5					0	1	1	1	5	5					
指定都市																												2	2						
指定都市	1	1	11	11	1	1	1	1	1	1	11	11	11	11	1	1	9	9	0	0	9	9	1	1	1	1	0	0	6	6	0	0	0	0	
指定都市	1	1	19	19			0	0	10	10	10	10	10	10	11	11	8	8			0	0	1	1	0	0	1	1	16	16	0	0	0	0	
指定都市			1	1					2	2							2	2										1	1						
指定都市																	2	2			2	2													
指定都市	3	3															2	2					1	1											
指定都市	未図管																																		
指定都市			18	18			1	1	7	7	5	5	2	2	16	16	6	6	6	6					1	1			10	10	1	1			
指定都市	3	3									6	6	5	5	7	7	7	7	0	0	1	1					2	2	7	7					
指定都市	4	4	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	3	3	0	0	2	2	0	0	0	0	
指定都市	0	0	1	1	0	1	1	2	0	0	1	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0		
合計	51	51	354	356	107	109	90	91	183	183	373	376	392	395	315	322	281	281	89	89	37	37	13	13	39	41	18	18	332	338	11	11	48	48	

## 重度障害者用意思伝達装置の判定状況について

障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）に基づく補装具としての重度障害者用意思伝達装置に関する判定状況についてお聞きします。（平成 18 年 10 月の障害者自立支援法の二次施行以降で、平成 24 年度末（平成 25 年 3 月）までの期間についてお答え下さい。）

### 1. 補装具としての重度障害者用意思伝達装置の判定状況について

(1) 年度ごとの購入申請件数と支給件数についてご記入下さい（修理基準のみは含まない）。

〔支給件数 / 申請件数〕

	直接判定				文書判定	総計
	来所(所内)	巡回	訪問(在宅)	(小計)		
18 年度	/	/	/	/	/	/
特例	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/
19 年度	/	/	/	/	/	/
特例	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/
20 年度	/	/	/	/	/	/
特例	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/
21 年度	/	/	/	/	/	/
特例	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/
22 年度	/	/	/	/	/	/
特例	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/
23 年度	/	/	/	/	/	/
特例	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/
24 年度	/	/	/	/	/	/
特例	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/
総計	/	/	/	/	/	/

(2) これまでに判定を行ったケース一覧を、別紙の形式にそって、可能な範囲でご提供（ご紹介）いただきたく思います。

ご返送の際に、ご同封していただけますか。

同封あり ・ 同封なし

(3) 特例補装具費としての判定した装置についてご記入下さい、

〔支給件数 / 申請件数〕

	直接判定				文書判定	総計
	来所(所内)	巡回	訪問(在宅)	(小計)		
ソフトウェアとして供給されるもの						
オペレーターナビ	/	/	/	/	/	/
その他( )	/	/	/	/	/	/
購入基準の形式に定める以外の方式(視線入力方式など)						
トビー	/	/	/	/	/	/
他の視線入力( )	/	/	/	/	/	/
その他の方式( )	/	/	/	/	/	/
その他のケース						
その他( )	/	/	/	/	/	/
総計	/	/	/	/	/	/

( )に該当する場合は、以下に、その内容(内訳等)をご記入ください。

(4) これまでに特例補装具費としての判定を行ったケースの紹介を、別紙の形式にそって、可能な範囲でご提供(ご紹介)いただきたく思います。

ご返送の際に、ご同封していただけますか。

同封あり ・ 同封なし

2. 重度障害者用意思伝達装置への修理基準の支給状況についてお教え下さい。

(1) 年度ごとの修理申請件数と支給件数についてご記入下さい。

〔支給件数 / 申請件数〕

	直接判定			(小計)	文書判定	総計
	来所(所内)	巡回	訪問(在宅)			
18年度	/	/	/	/	/	/
特例	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/
19年度	/	/	/	/	/	/
特例	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/
20年度	/	/	/	/	/	/
特例	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/
21年度	/	/	/	/	/	/
特例	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/
22年度	/	/	/	/	/	/
特例	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/
23年度	/	/	/	/	/	/
特例	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/
24年度	/	/	/	/	/	/
特例	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/
総計	/	/	/	/	/	/

(2) 入力装置交換の場合の、主な判定方法を1つお選び下さい。

来所(所内) ・ 巡回 ・ 訪問(在宅) ・ 文書判定 ・ その他

(ケース・バイ・ケースの対応では、使い分ける基準についてもお書き下さい)

(3) 修理基準(購入基準との同時申請を含む)について、年度ごとの修理申請件数と支給件数についてご記入下さい。  
〔支給件数/申請件数〕

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
本体修理	/	/	/	/	/	/	/	/
固定台 (アーム式)	/	/	/	/	/	/	/	/
固定台 (テーブル置き式)	/	/	/	/	/	/	/	/
固定台 (自立スタンド式)	/	/	/	/	/	/	/	/
入力装置固定具	/	/	/	/	/	/	/	/
呼び鈴	/	/	/	/	/	/	/	/
呼び鈴分岐装置	/	/	/	/	/	/	/	/
接点式入力装置 (スイッチ)	/	/	/	/	/	/	/	/
帯電式入力装置 (スイッチ)	/	/	/	/	/	/	/	/
うち タッチ式	/	/	/	/	/	/	/	/
うち ピンタッチ式	/	/	/	/	/	/	/	/
筋電式入力装置 (スイッチ)	/	/	/	/	/	/	/	/
光電式入力装置 (スイッチ)	/	/	/	/	/	/	/	/
呼気式(吸気式)入 力装置(スイッチ)	/	/	/	/	/	/	/	/
圧電素子式入力装 置(スイッチ)	/	/	/	/	/	/	/	/
空気圧式入力装置 (スイッチ)	/	/	/	/	/	/	/	/
遠隔制御装置	/	/	/	/	/	/	/	/

**3. その他、現在の基準、判定方法、そのほか現行制度での対応での疑問・限界などについて  
ご意見をお聞かせ下さい。**

(1) 社会モデル評価に関して

補装具は意思伝達装置に限らず、個別に医学的判定(医学モデル的评价)に加え社会的な背景、環境因子も含めた判定(社会モデル的评价)をして支給の適応を決定するものといえます。実際に、社会モデル的判定は、どのように行うことが良いか(行っているか、苦慮しているか)ご記入下さい。

(2) 意思伝達装置の購入基準等に関して

現在、意思伝達装置は、義務的経費として個別給付される補装具として公費負担されていますが、他の補装具のように、身体に装着するものと断言しづらい所もあります(修理基準である入力装置が身体に装着する部分と考えることもできます。)そのため、身体状況の変化に伴う入力装置交換は、修理基準で受け付けることになり、その都度の直接判定が行われない場合も想定されます。このような対応に矛盾や疑問を感じるがありましたら、ご記入下さい。

(3) コミュニケーション機器の支給制度に関して

現在、関連するコミュニケーション機器は、補装具としての意思伝達装置のほか、日常生活用具としての携帯用会話補助装置や、PCを用いて同機能を実現できる情報通信支援用具などがあります。これらの制度は、どのようにすると(棲み分けの明確化あるいは統合など)よいと思われるか、ご記入下さい。



(4) 継続的な支援および支援者の確保に関して

意思伝達装置の利用者は、他の補装具とは異なり、病状の進行等により継続的な支援がなければ装置を安定的に利用することが困難な場合が多いといえます。継続支援のための人材育成等人的環境整備に取り組んでいるか、あるいは他の団体等の事業に関与や連携があるのかなどの状況についてご記入下さい。



(5) 他機関等との連携に関して

補装具は、医師(医療機関)の処方内容を判定し、処方に基づいて必要と認められた機器が納入されるものであるといえます。しかし、義足等とは異なり、必要になった人が、医療機関で受診し、仮合せを経て処方されている場合よりも、納入業者等による仮合せをもとに処方されている場合も多いといえます。制度に縛られる考え方ではなく、現実的に好ましいと考えられる、医療機関、販売事業者、更生相談所、市町村との連携についてご意見をご記入下さい。

(6) 来年4月のWindows X Pのサポート終了に関して

Windows X PのPCをベースとした意思伝達装置等を支給している方から、実用上は問題ないものの、サポートが終了することを理由に、耐用年数前後に関わらず、更新申請が出てくるのが想定されます。この場合、どのように対応する予定か、ご記入下さい。

記入欄が不足する場合、その他にご意見等がございましたら、別紙でご記入下さい。

## 身体更生相談所機能について

### 1. 貴身体障害者更生相談所の設置についてお教え下さい。

(1) 設置自治体名

( )

(2) 機関の正式名称

( )

(3) ホームページのURL

( )

## 回答内容の公開・照会について

### 設置自治体名の公開の可否について

可 ・ 否

個人を特定できる情報については、公開することはありません。

「 県における対応では・・・」などのように、研究報告書の調査結果および学会発表等に事例紹介として掲載するときに、自治体名を含めて掲載して良いか否かの確認です。

否の場合には、自治体名を含めず「・・・のような対応をしているところもある(A県)」などのような形で掲載いたします。

### 回答者について

(照会・再確認等の照会をさせていただく場合がありますので、問題のない範囲にてお答え下さい。あるいは、ヒアリング調査をお願いする場合がありますので、そのときにご連絡させていただきます。)

氏 名 ( )

役 職 ( ) 職 種 ( )

電話番号 ( )

FAX 番号 ( )

メールアドレス ( )

再確認への対応 可 ・ 否

ご協力ありがとうございました。



別紙

1. 補装具としての重度障害者用意思伝達装置の判定状況について

(4) これまでに特例補装具費用として判定を行ったケースの紹介を、別紙 の形式にそって、可能な範囲でご提供(ご紹介)いただきたく思います。

身体障害者更生相談所名 :

年度		
申請者概要	年齢	
	性別	
	原因疾患 (傷病名等)	
	障害認定 (身障手帳)	
	現状での コミュニケーション 手段	
申請内容	装置構成	
	理由 (医学的) ADL状況を 含む	
	理由 (社会的) 社会参加状況 を含む	
判定方法	判定方法	来所(所内) ・ 巡回 ・ 訪問(在宅) ・ 文書判定
	判定対応者 職種 (全て)	医師(                      科) ・ PT ・ OT ・ ST ・ PO ・ RE 保健師(所属                      ) ・ SW等(                      ) その他(                      )
	備考 (意見書以外の参 考資料、 判定以外での訪 問の有無、 特記事項等)	
	判定に要した 期間等	申請(身更相受付) ~ 判定(訪問等)日 : 約      日 判定(訪問等)日 ~ 決定通知日                      : 約      日
判定結果	判定結果	
	理由・ 評価概要 (医学的)	
	理由・ 評価概要 (社会的)	
その他の資料添付	無 ・ 有(                      )	

【質問(照会)内容に関する補足説明】

**重度障害者用意思伝達装置の判定状況について**

**1. 補装具としての重度障害者用意思伝達装置の判定状況について**

- (1) 年度ごとの購入申請件数と支給件数についてご記入下さい(修理基準のみは含まない)。  
各年度の集計欄において、当該期間に未設置の身更相におかれましては、その期間についての斜線を引くか、塗りつぶして、開設後の件数についてご記入ください。  
最下段の総計は、上記の期間の合計(特例を含む)をご記入ください。
- (2) これまでに判定を行ったケース一覧を、別紙の形式にそって、可能な範囲でご提供(ご紹介)いただきたく思います。  
回答できない箇所については斜線等により、空欄(該当しない)との区別ができるようお願いします。
- (3) 特例補装具費としての判定した装置についてご記入下さい。  
年度区分を行わずに調査(回答)期間合計で、内容ごとにご記入ください。  
代表的な形式・製品名については、あらかじめ記入欄を設けてありますが、それ以外については、「その他」にまとめ、集計表下の点線の枠内に、内訳(形式・製品名等を含む)をお書きください。  
内訳欄が不足する場合等は、別紙記入として、その旨をご記入いただいても構いません(ダウンロードした回答用紙をご利用の場合は、記入欄を広げていただいても構いません)。
- (4) これまでに特例補装具費として判定を行ったケースの紹介を、別紙の形式にそって、可能な範囲でご提供(ご紹介)いただきたく思います。  
回答できない箇所については斜線を引き、空欄(該当しない)との区別ができるようお願いします。  
1ケース1枚にてご記入いただくこととし、複数ケースがある場合は、それぞれご記入いただきますよう、お願いします。

**2. 重度障害者用意思伝達装置への修理基準の支給状況についてお教え下さい。**

- (1) 年度ごとの修理申請件数と支給件数についてご記入下さい。  
前述の1.(1)と同様にご記入下さい。
- 各年度の集計欄において、当該期間に未設置の身更相におかれましては、その期間についての斜線を引くか、塗りつぶして、開設後の件数についてご記入ください。
  - 最下段の総計は、上記の期間の合計(特例を含む)をご記入ください。

(2) 入力装置交換の場合の、主な判定方法を1つお選び下さい。

修理申請のうち、入力装置交換を伴う場合で、一般的に対応する判定方法を1つお選び下さい。

ケース・バイ・ケースあるいは、申請された装置により対応が異なるなどの場合は、下の補足欄にご記入下さい。

補足欄が不足する場合等は、別紙記入として、その旨をご記入いただいても構いません(ダウンロードした回答用紙をご利用の場合は、記入欄を広げていただいても構いません)。

(3) 修理基準(購入基準との同時申請を含む)について、年度ごとの修理申請件数と支給件数についてご記入下さい。

購入基準と同時申請(付属品扱い)についても、件数に含めて下さい。

判定方法の区別は行いません。年度と、内容によって集計をお願いします。

各年度の集計欄において、当該期間に未設置の身更相におかれましては、その期間についての斜線を引くか、塗りつぶして、開設後の件数についてご記入ください。

(当該年度において、修理基準に定められていないものについては、既に斜線を引いてあります。)

### 3. その他、現在の基準、判定方法、そのほか現行制度での対応での疑問・限界などについてご意見をお聞かせ下さい。

(共通事項)

回答欄が不足する場合等は、別紙記入として、その旨をご記入いただいても構いません(ダウンロードした回答用紙をご利用の場合は、記入欄を広げて頂いて構いません)。

(1) 社会モデル評価に関して

下記引用の、法令等の下線部は、社会モデルに基づく評価といえます。この規定をふまえて、どのように対応しているか、苦慮しているか、ご意見・ご提案等を、ご記入いただきたいと思います。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」

第六条の二十 法第五条第二十四項 に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

## 「補装具費支給事務取扱指針」

### 第2 具体的事項

1 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の運用について

(2) 特例補装具費の支給について

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具(以下「特例補装具」という。)の購入又は修理に要する費用を支給する必要がある場合の取扱いは次のとおりとすること。

(2) 意思伝達装置の購入基準等に関して

(3)にも関連しますが、自立支援法移行時に、意思伝達装置を、無理矢理、補装具に当てはめた部分もあるように思います。入力装置の判定という評価を確実に行うためには、現在の本体、入力装置、その他の付属品をどのように位置づけると申請者に説明がしやすいと思われるか等のご意見・ご提案等を、ご記入いただきたいと思っております。

(3) コミュニケーション機器の支給制度に関して

現行制度では、パソコン本体の取り扱いを含め、運用上の解釈で、IT発展と社会情勢の変化、ならびに他制度等との整合性から、いわゆるグレーゾーンが大きくなっていると考えられますが、その対応などについてのご意見・ご提案等を、ご記入いただきたいと思っております。

( )

一例として、「トーキングエイド for iPad」で説明します。本体としてはiPad(汎用のタブレット型PC)がベースであり、必要なソフトウェア(アプリケーション)をダウンロードにより追加することで、携帯用会話補助装置としての機能を満たしています。さらには、スイッチボックス・入力装置等を追加することで重度障害者用意思伝達装置の機能を満たし、身体機能の変化に応じて利用できます。このように、繰り返し装置を給付するよりも、効果的に目的を達成できる方法に対応できる状況も想定されます。

- 本体
  - 汎用性のある一般品 (iPad) を利用
- ソフトウェア
  - 意思伝達に特化したものを作成
- 操作方法
  - タッチパネル式(直接入力)
  - 外部入力スイッチ (文字等操作入力方式)

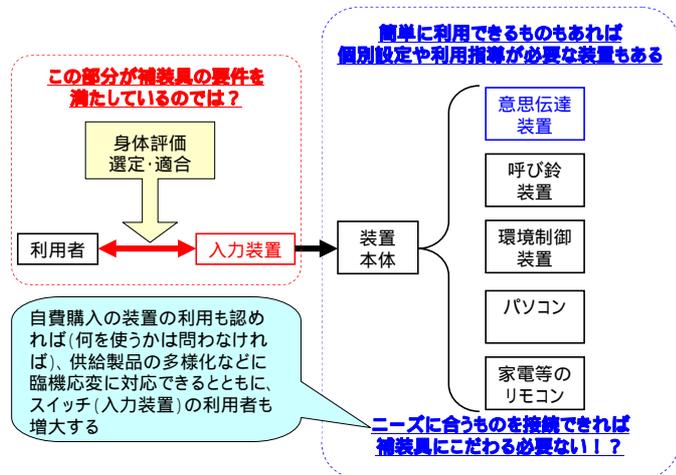


日常生活用具  
「携帯用会話補助装置」相当

「トーキングエイド for iPad」  
(株)ユープラス

補装具  
「重度障害者用意思伝達装置」相当

この過程においては、身体適合を行う部分は入力装置であり、本体については他制度で既に支給済みのもものとなることを考えることもできます。



#### (4) 継続的な支援および支援者の確保に関して

現行の補装具は、耐用年数の間は、積極的に関与することなく、また利用できているという前提があるように思います。そのため、この間に、身体機能や生活環境の変化が生じた際に、それを確認し、フォローアップするための制度が十分に整備されているとはいえないと考えますが、ご意見・ご提案等を、ご記入いただきたいと思います。

#### (5) 他機関との連携に関して

補装具は、義足のように、医療(治療用仮義足処方、仕様訓練)・福祉(本義足、継続的使用)・業者(義足の製作)の役割分担と連携の中で成立する制度であると考えます。このときの役割分担が不適切であれば、互いに本来の範疇にない対応を強いられ(医療職以外での身体評価等) その分のコストを十分に転嫁できないこと(業者への過度の対応依頼による利益の圧迫)や、申請者により良い方法を提供できないことも懸念されます。上手く連携ができるためのご意見・ご提案等を、ご記入いただきたいと思います。

#### (6) 来年4月のWindows X Pのサポート終了に関して

現在の意思伝達装置をどのような構成で支給可敏孝にも影響しますが、例えば、Windows X PのPCを自分で用意して、オペレートナビ(ソフト)+入力装置等を特例補装具で支給していたとします。この方が、Windows X Pのサポート終了に備えて、自分でWindows 7または8のPCを購入したために、オペレートナビの新バージョンが必要になり、その申請が出された場合に、どのように扱うかなどの取り決めや方針などをご記入いただきたいと思います。

以上、ご協力の程、よろしくお願いいたします。